

## 甲南大学における研究費に関する行動規範

平成 27 年 1 月

学長決定

改正 令和 3 年 4 月 22 日

甲南大学（以下、「本学」という。）の研究者等は、教育機関の公共性と社会的使命を認識し、研究費の運営・管理にあたっては、相互に連携しつつ次の事項を実践しなければならない。

（定義）

1. この基本方針における用語の意義は、以下の各号に定めるところによる。

(1) 研究費 文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金、学内の研究費交付制度、受託研究・共同研究に係る研究経費及び奨学寄附金等を財源とする研究費をいう。

(2) 研究者等 次の各号に定める者の総称をいう。

ア 研究費の運営・管理に関わる本学の教職員及び学生

イ 本学の施設・設備を利用して研究を行う者

ウ 本学が運営・管理する研究費を利用して研究を行う者

（研究者等の責任）

2. 研究者等は、研究費が税金及び学納金等を原資とする資金であることを認識するとともに、社会に対する説明責任を果たす役割を担っていることを自覚し、公正かつ効率的に運営・管理しなければならない。

（研究者等の行動）

3. 研究者等は、研究費の運営・管理にあたり、社会及び学費支弁者からの疑惑や不信を招く行為及び本学に対する信頼を揺るがす行為を慎み、公正に行動しなければならない。また、受託研究・共同研究又は奨学寄附金等の交付機関及び取引先との適正な関係の維持や利益相反の回避には特に注意するものとする。

（法令等の遵守）

4. 研究者等は、研究費の運営・管理にあたっては、関係する法令及び本学が定める規程等を遵守しなければならない。

（機関による管理）

5. 研究費は、機関による管理が必要であるため、研究者等は、個人の発意で申請し採択された研究費であっても、本学が定める規程等を理解した上で、運営・管理しなければならない。

（自己の研鑽）

6. 研究者等は、研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関連する法令等の知識

習得、研究費の運営・管理及び事務に係る細目（研究費使用・管理マニュアル）等の理解に努めなければならない。

（改廃）

7. この行動規範の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この行動規範は、平成 27 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この行動規範は、令和 3 年 4 月 22 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。